

中規模開発事業土地利用方針届出書

令和 7 年 9 月 2 日

(宛先) 鎌倉市長



住所 ...藤沢市石川六丁目 18 番地の 44...

事業者 氏名株式会社 タカショー
代表取締役 高木 幹太...

電話 ...0466-87-6311...

住所 ...横浜市泉区中田西三丁目 10 番 3 号

代理人 氏名株式会社 U K インターナショナル
代表取締役 近藤 寿一...

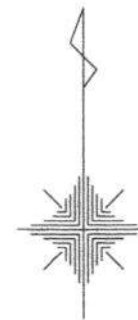
電話 ...090-6525-9965 担当：福世...

〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。〕

鎌倉市まちづくり条例第36条の規定により、次のとおり中規模開発事業の土地利用の方針書を届け出ます。

事業区域の状況	事業の目的	☐ 区画の分割	用途 区画数	☐ 一戸建ての住宅用地地 (区画)			
		☒ 共同住宅 (ワンルーム建築物を除く)	棟数	1	階数	4	
			戸数	14	高さ	12.536m	
		☒ その他	駐輪場 1 棟の新築				
	事業区域	地名地番	鎌倉市 玉縄二丁目1番10 の一部				
		面積	721.15	m ²	☐ 公簿	☒ 実測	
	土地利用規制	区域区分	☒ 市街化区域 ☐ 市街化調整区域				
		宅地造成工事規制区域	☒ 区域内 ☐ 区域外				
		風致地区	☐ 第 種風致地区 ☒ 区域外				
		用途地域	第一種住居地域 (容積率 200%/建蔽率 60 %)				
保全対象緑地		☐ 区域内 () ☒ 区域外					
その他							
適用区分	☐ 特定土地利用 ☐ 条例第2条第1項第6号ア ☒ 開発事業に係る土地の面積が500m ² 以上5,000m ² 未満 ☐ 市街化調整区域又は保全対象緑地を含む500m ² 以上2,000m ² 未満 ☐ 条例第2条第1項第6号イ (500 m ² 未満) ☐ ワンルーム建築物の建築 ☐ 葬祭場の建築 ☐ 条例第2条第1項第6号ウ (300 m ² 以上 500 m ² 未満) ☐ 建築物の高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のものの建築 (共同住宅・区分1) ☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅・区分2) ☐ 建築物の高さが15m以上のもの又は階数が5以上のものの建築 (共同住宅以外・区分1) ☐ 建築物の高さが18mを以上のもの又は階数が6以上のものの建築 (共同住宅以外・区分2) ☐ 特定斜面地における宅地造成及び斜面地建築物の建築 (すべての地域) ☐ 土地に関する区画の分割 (すべての地域) ☐ 土地の切土及び盛土に係る土量の和が2,000m ³ 以上のもの (市街化区域) (切土: m ³ 、盛土: m ³ 合計: m ³)						

(注) 裏面に記載した図書を添付してください。



S=1/1000



積水ハウス株式会社 横浜マンション支店

SEKISUI HOUSE

一画建築士 大田 寛昭

同 英昭

大船玉縄PJ マンション新築工事

ベレオ 4

位置図

1/1000



- ・ 断面を基準とする
- ・  内寸法は地盤時基準寸法
- ・  内は高低差を示す
- ・  1階部を示す
- ・ 給排水のぶいばは断面方向例参照
- ・ 駐車スペース内の軒差は断面と異なる
- ・ 法19条支障なし
- ・ 外縁の「内」とは設計図からの高さを示す

[illegible]

縮尺： 1 / 200

 雨水・雑排水の排水管立ち上げ  雨水の排水管立ち上げ  水道メーター（排水部）  止水栓	 給排水 制 化 防 制圧電（レジコン電） 化管電（化管カバー） 防雷電（防雷電） 電 配 配電ベンチマーク
--	--

--	--



平均GLの算定
基礎露出部分の面積：S1 $5.675 \times 0.15 / 2 = 0.425625\text{m}^2$
S2 $3.06 \times 0.15 / 2 = 0.2295\text{m}^2$
建物外周長 L=(23.6+25.6+1.403) $\times 2 = 101.206\text{m}$
平均GL=(S1+S2)/L=0.655125/101.206=0.00647m—50mm下がり

太陽光パネルの高さを
太陽光パネルの床面積は明らかに建築面積の1/8以上
太陽光パネルは高さに算入する

※ 軒（軒樋を含む）・けらば等の寸法は壁芯を基準とする

外壁仕様仮決定

